

令和3年度 入学料・諸会費等減免申請のお知らせ

埼玉県では修学意欲のある生徒が経済的理由により教育の機会が失われないように、入学料等の減免を行っております。下記の事由に該当し、納入が困難で減免を希望する方は、事務室へ申請書類を取りに来てください。なお、申請日によっては入学料及び諸会費がご指定の口座から引き落とされますが、減免決定後に還付いたします。

記

- 1 受付期間 4月から2月まで 毎月10日～25日
入学料、諸会費について4月からの減免を希望する場合は、
6月25日受付分まで
※ただし、7月就学支援金の申請にかかる減免申請の場合は、
8月25日まで可とする。

- 2 対象項目 (1) 入学料 (1学年のみ)
(2) 授業料
※各学年とも、就学支援金の給付を受けることができる方は除きます。
(3) 諸会費
・ P T A会費・後援会会費・環境整備費

3 対象事由

- ア 保護者の令和3年度の市町村民税（所得割）が非課税の者
- イ 児童福祉法に規定する施設に入所している者、又は里親に委託されている者
- ウ 保護者が受給している児童扶養手当の額が一定額以上の者
- エ 生活保護法の規定による生活扶助を受けている世帯に属する者
- オ 政令指定都市在住で市民税所得割額が100円課税されているが、税源移譲前の税率で算出した市民税所得割額が課税されていない者

算出した保護者の市町村民所得割の認定額が0円（非課税）となる者が対象です。

- カ 保護者が天災その他不慮の災害を受けた者 〈入学料・・・入学日以前1年以内に〉
〈授業料・・・R3.1.1以後〉
- キ 保護者が死亡し、又は長期の傷病にかかった者 〈入学料・・・入学日以前1年以内に〉
〈授業料・・・R3.1.1以後〉
↓
(全治3か月以上で収入に影響を及ぼす場合。
全治までの期間が1月1日以後も引き続けているものを含む。)
- ク 保護者の失職、転職等により家計が急変した者
〈入学料及び授業料・・・失職、退職及び転職又は就業条件の変化 R2.1.1以後〉
〈入学料及び授業料・・・離別又は保護者が替わった R3.1.1以後〉

ご不明点がありましたら、事務室までお問い合わせください。